

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の建築基準法
第48条ただし書許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 制定 平成23年1月18日

引火性溶剤を用いる既存のドライクリーニング工場に係る建築基準法（以下「法」という。）第48条ただし書許可の申請については、その内容が下記1の「許可基準」及び下記2の「事前同意に係る許可手続き上の要件」に適合する場合には、知事は、当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

なお、知事は許可に当たり、法第92条の2の規定により記1の「安全基準」中の「日常の作業における安全管理対策等」の内容について、許可の条件として付すものとする。

記

1 許可基準

次の（1）安全基準及び（2）住居系の立地基準に適合すること。

（1）安全基準

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成22年9月10日 国住指第2263号 国住街第78号 国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務課長あて通知）（以下「技術的助言」という。）の別添1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」をいう。

（2）住居系の立地基準

技術的助言の別添3「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場の立地に関する48条ただし書許可の判断基準」に基づき県が定めた「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における建築基準法第48条ただし書許可基準」をいい、「事前同意」により扱うには、「原則」により同基準に適合する場合に限る。

2 事前同意に係る許可手続き上の要件

次の（1）消防同意、（2）公聴会及び（3）許可基準への適合状況の確認の要件に適合すること。

（1）消防同意

法第93条に規定する消防同意が得られていること。

（2）公聴会

法第48条第14項の規定によりその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取（公聴会）を行った結果、意見の提出がないこと。

（3）許可基準への適合状況の確認

申請者からの是正完了の報告を受けて実施する現地調査において、申請に係る建築物の許可基準への適合が確認されること。